

過労死等防止啓発月間のお知らせ ～ 毎日の労働時間を見直してみませんか～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」としており、同期間に労働基準監督署では、長時間労働が行われていると考えられる事業場に対する重点的な監督指導等を行っています。

労働時間が長くなると、脳梗塞をはじめとする脳・心臓疾患や、仕事上の強いストレスが原因となる精神障害を発症するおそれがあることから、次の取り組みを行うことが非常に重要です。

- 時間外・休日労働時間の削減
- 年次有給休暇の取得促進
- 労働時間等の設定の改善
- 労働者の健康管理

令和6年の労働災害発生状況について (9月末)

注1)カッコ内は死亡者数 注2)死傷者数は休業4日以上のもの 注3)新型コロナウイルス感染症除く

	令和6年		令和5年		令和4年 (参考)		対前年比 増減数、増減率	
全産業	121	(2)	107	(1)	112	(1)	14	13.1%
製造業	28		34	(1)	25		-6	-17.6%
建設業	28	(2)	16		22	(1)	12	75.0%
運送業	4		3		10		1	33.3%
林業	10		6		5		4	66.7%
小売業	4		4		16		±0	0%
社福祉	12		4		6		8	200%
旅館業	13		12		6		1	8.3%
その他	22		28		22		-6	-21.4%

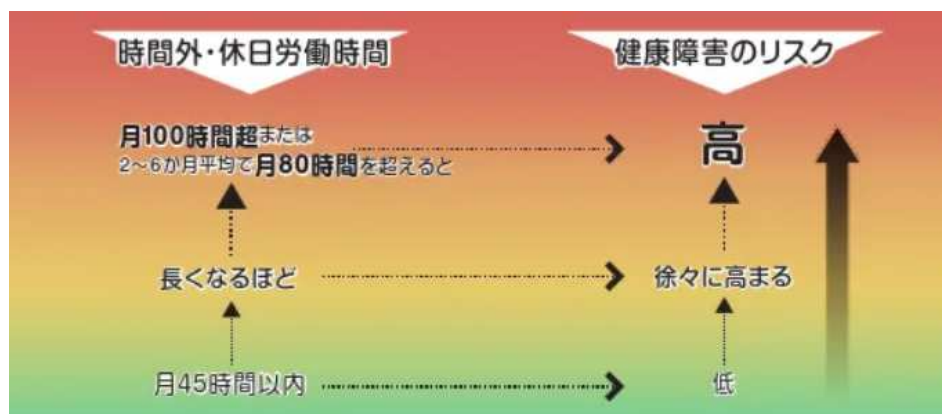
転倒災害の防止について

近年、高山労働基準監督署管轄内をはじめ、全国的に転倒災害が増加しています。転倒災害の多くは 滑り、 躓き、 踏み外しの3パターンによるものです。

転倒災害を未然に防止するため、次の事項をはじめとする対策を講じていただくことが重要です。

1. 転倒リスクのある箇所の「見える化」
2. 運動の習慣化や食生活等を改善し、個々の身体づくり
3. 「転倒のセルフチェック」を活用した個人の身体状態の把握

その他、職場の安全衛生についてご不明点がございましたら、高山労働基準監督署 安全衛生課までお問い合わせください。



労働時間をはじめとする労務管理などについてご不明な場合は高山労働基準監督署までお問合せ下さい。(0577-32-1180)